

## 公立病院の医療充実を求める意見書

本格的な人口減少社会を迎え、全国の地方都市では少子高齢化や都市部への人口流出による人口減少が大きな課題となっている。

地域で暮らす住民が安全で安心して暮らせる環境を維持するためには、医療環境の充実が必要不可欠な条件となっているが、平成 16 年から始まった新医師臨床研修制度により研修希望者が大都市に集中し、地域医療を支える公立病院では研修医が減少する傾向が続いている。

これに加えて平成 30 年 4 月より開始された新専門医制度における都道府県別の専攻医の登録状況によれば、8,409 人中 1,825 人（21.7%）の医師が東京都に集中しているが、静岡県における専攻医数は 115 人で、それまでに比べ 79 人減少している。

日本専門医機構において静岡県は「例外的な地域」として取り扱われているが、都市部に集中した専攻医の偏在が長期化すれば、地方の医療崩壊を招くことに繋がる。

このような中、当市においては大学との連携や修学資金貸与制度による市立島田市民病院の医師確保に努めるとともに、「島田市地域医療基本条例」を制定し地域住民に対する啓蒙活動にも取り組んでいるが、やむを得ず休診となった診療科目については、近隣他市との連携により医療体制を維持することを余儀なくされるなど、医療体制に対する地域住民への不安や負担は増大の一途である。

地方における医師不足を解消し、市民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、下記事項について、実効性ある対策を早期に講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 新専門医制度の開始により都市部に集中した専攻医や、診療科の偏在を解消するよう早急に制度の見直しを行うこと。
- 2 新医師臨床研修制度の開始以来続いている医師の偏在を解消するため、医師不足地域への勤務を促す制度を設計し、地方の医師不足に歯止めをかけること。
- 3 地域医療の中核を担う自治体病院の経営を安定化させるため、小児医療、救急医療、精神科医療、周産期医療等に対し、財政措置の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 20 日

静岡県島田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 殿